

本院が19都道府県の107事業主体において会計実地検査を行ったところ、2県の2事業主体において、負担金の交付額の算定に当たり、基準額及び対象経費について、次のとおり集計を誤っていた。すなわち、横浜市は、医療機関等の過誤請求による減額分を控除していないなどしており、また、三重県は、前年度の3月診療分から当該年度の2月診療分までの自立支援医療費の額を基に算定すべきところ、当該年度の4月診療分から3月診療分までの当該費用の額を基に算定するなどしていた。このため、国庫負担対象事業費が計97,630,793円過大に算定されており、これに係る負担金計48,815,397円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、2事業主体において負担金の交付額の算定に当たり国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

以上を部局等別に示すと、次のとおりである。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年 度	国庫負担対	左に対する国	不当と認める	不当と認める
			象事業費	庫負担金交付	国庫負担対象	国庫負担金交
			千円	千円	千円	千円
(170) 神奈川県	横浜市	元～4	53,460,024	26,730,012	70,841	35,420
(171) 三重県	三重県	元、4	5,653,631	2,826,815	26,789	13,394
(170)(171)の計			59,113,656	29,556,828	97,630	48,815

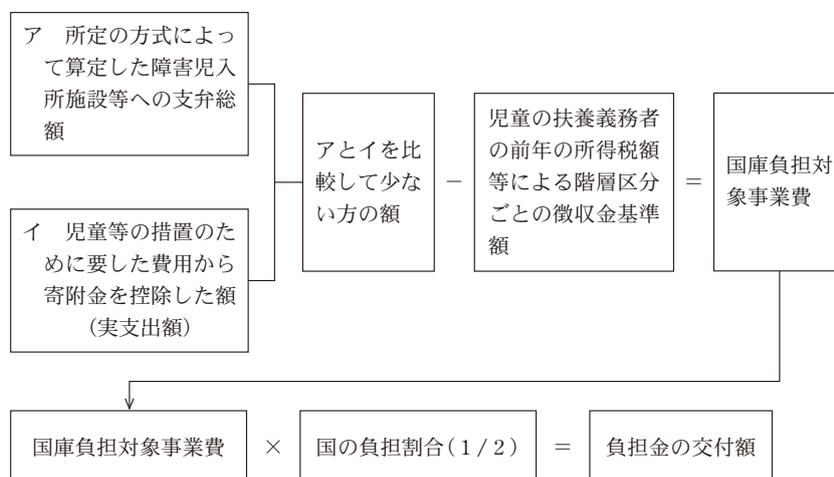
(15) 障害児入所給付費等国庫負担金が過大に交付されていたもの

1件 不当と認める国庫補助金 5,004,825円

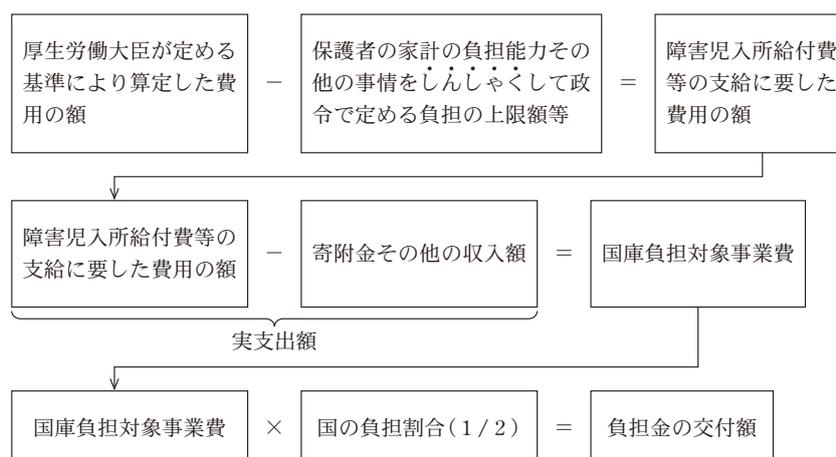
障害児入所給付費等国庫負担金(以下「負担金」という。)は、児童福祉法(昭和22年法律第164号)に基づき、障害児の福祉の向上を図ることなどを目的として、都道府県又は市町村(特別区を含む。)が、①都道府県知事等の指定する障害児入所施設等(以下「障害児入所施設等」という。)に児童を入所させるなどの措置を取り、当該障害児入所施設等に対して、障害児入所措置費を支給した場合、又は②障害児入所施設等から障害児入所支援を受けるなどした障害児の保護者等に対して、障害児入所給付費等を支給した場合に、その支給に要する費用の一部を国が負担するものである。

負担金の交付額は、「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(平成19年厚生労働省発障第1218002号)等に基づき、次のとおり算定することとなっている。

① 障害児入所措置費に係る分



② 障害児入所給付費等に係る分



本院が、19 都道府県の 108 事業主体において会計実地検査を行ったところ、1 県の 1 事業主体において、次のとおり適切とは認められない事態が見受けられた。

部局等	補助事業者 (事業主体)	年度	国庫負担対 象事業費	左に対する国 庫負担金交付 額	不当と認める 国庫負担対 象事業費	不当と認める 国庫負担金交 付額
			千円	千円	千円	千円
(172) 鹿児島県	鹿児島県	元、2	1,503,857	751,928	10,009	5,004

鹿児島県は、令和元年度の負担金の交付額の算定に当たり、障害児入所措置費の支弁総額及び実支出額について、誤って、障害児入所施設等における対象となる費用の額の一部を二重に計上するなどしていた。また、2年度の負担金の交付額の算定に当たり、障害児入所給付費等の実支出額について、金額の集計を誤っていた。このため、国庫負担対象事業費が計 10,009,651 円過大に算定されており、これに係る負担金計 5,004,825 円が過大に交付されていて、不当と認められる。

このような事態が生じていたのは、同県において国庫負担対象事業費の額の確認が十分でなかったこと、厚生労働省において事業実績報告書の審査が十分でなかったことなどによると認められる。

(16) 社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金が過大に交付されていたもの

1 件 不当と認める国庫補助金 11,993,000 円

社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金(以下「災害復旧費補助金」という。)は、自然災害により被害を受けた社会福祉施設等の災害復旧に関し、厚生労働大臣に協議して承認を得た災害復旧事業に要する費用の一部を補助することにより、災害からの速やかな復旧を図り、もって施設入所者等の福祉を確保することを目的としている。

厚生労働省は、都道府県、指定都市、中核市等(以下「都道府県等」という。)により設置された高齢者関係施設、児童関係施設、障害者関係施設等の社会福祉施設等に係る災害復旧事業を対象として、また、社会福祉法人等により設置された社会福祉施設等の災害復旧のために都道府県等が補助する事業を対象として、都道府県等に災害復旧費補助金を交付している(以下、災害復旧費補助金と都道府県等の負担分を合わせて「災害復旧費補助金等」という。)

そして、災害復旧費補助金の交付額は、「社会福祉施設等災害復旧費国庫補助金交付要綱」(平成 22 年厚生労働省発社援 0315 第 9 号別紙)に基づき、次のように算定することとなっている。

- ① 対象経費の実支出額の合計額と、総事業費から寄附金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額を選定する。